神戸海星女子学院大学後援会 給付奨学金 2021 年度 奨学生募集要項

【申込期限】 2021年5月28日(金)

- 【提出書類】 ① 願書(所定様式)
 - ② 生計維持者の収入に関する証明書類(2020年1月~12月コピー可) 給与所得者:『源泉徴収票』

給与所得者以外の方:『確定申告書(控)』(税務署の受付印のあるもの)

※父母がいる場合はそれぞれの証明書、いない場合は代わって生計を支え ている人の証明書が必要。

※ 緊急給付奨学金については 随時別途相談

奨学金の概要

通常給付奨学金

格】 神戸海星女子学院大学に在籍する学生で、向学心に富むが、学資の 【資 支弁の困難な者

【給付額】 20万円

【募 集】 毎年1回 一定の期間掲示により募集

【募集人数】 1名(1回限りを原則とする。)

緊急給付奨学金

【資 格】 神戸海星女子学院大学に在籍する学生で、向学心に富むが、家計 急変等で学資の支弁の困難になった者

【給付額】 20 万円

随時 【募集】

【募集人数】 1名(1回限りを原則とする。)

神戸海星女子学院大学 後援会給付奨学金 願書 (通常・緊急)

			学院大学 長 様						年	月	日	
後 援 会 会 長 様 							学科 学籍番号					
						本人署	本人署名			印		
	下記	の記載事	事項に相違	ありませ	ん。後援会約	合付奨学金規程を済	遵守し、奨学	金を申し	し込みま	ミす。		
		〒(-)				. ()		_			
保証人 (大学へ届 出済の方)		フリカ [*] ナ 氏 名 住所 〒(–)				TEL ()			(本人との続柄)			
				<i>F</i> → 11:1/								
同一生計の家族	就学者以外の家族	続柄 父	氏	名	年齢	現在の職業	勤	務先		牛収	7入(税込) 万円	
		母										
		父・母が死亡、生別の場合その年月(主たる生計維持者が無職(失職)の場合				(年 月) 主たる生計維持者に○印合その年月(年 月)、理由(別居者に△印)		
	就学者	続柄	続柄 氏 名			在学	在学学校名			通学別		
											・自宅外	
										自宅・自宅外		
											・自宅外	
		・老畑かた	本人は除く							自宅	・自宅外	
笑子:	並ぞれ	市里りる	に至った	門寺								

◎添付書類:生計維持者の収入に関する証明書 給与所得者は『源泉徴収票』、事業所得者は『確定申告の写し』等◎「緊急給付奨学金」を申請する場合、上記書類に加えて別途証別途証明書類が必要です。学生課にお問い合わせください。

後援会給付奨学金規程

(目的)

- **第1条** この規程は、本学の学生で、修学の熱意はありながら、経済的理由により修学が困難と認められた者に対して、修学を継続させることを目的とする。この規程による奨学金は給付とする。 (種別)
- 第2条 給付奨学金は、通常給付奨学金、緊急給付奨学金の2種類とする。

(年額及び採用者数)

- 第3条 通常給付奨学金の額は、20万円とし、採用者数は1名とする。(1回限りを原則とする。)
- 2 緊急給付奨学金の額は、20万円とし、採用者数は1名とする。

(出願資格)

第4条 給付奨学金を受ける者(以下「奨学生」という。)の資格は、神戸海星女子学院大学に在籍する学生で、向学心に富むが、学資の支弁の困難な者とする。

(募集)

第5条 奨学生の募集は、1年1回、一定の期間掲示により募集する。なお、家計急変の場合は、 その都度申し出ることができる。

(申請手続)

- **第6条** この規程により、給付奨学金を受けようとする者は、所定の期日までに書類を提出しなければならない。
 - (1) 願書(所定様式)
 - (2) 家庭の経済状況を証明するもの
- 2 緊急給付奨学金を受けようとする者は、前項(1)(2)の書類の他に大学の定める書類を提出しなければならない。

(選考)

第7条 奨学生の採用は、日本学生支援機構選考基準を参考に、学生委員会で選考し、学長が決定する。

(採用手続)

第8条 奨学生として採用された者はすみやかに所定の手続を取らなければならない。手続を怠った場合は、採用を取り消すものとする。

(奨学金の給付)

第9条 奨学金の給付は、採用手続完了後、届出口座へ振込みで行う。

(奨学金の取消し及び返還)

- 第 10 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議を経て、奨学金の給付を取消し、返還を求めることがある。
 - (1) 休学又は退学となったとき、もしくは除籍となったとき
 - (2) 願書及び提出書類に虚偽の記載を行ったとき
 - (3) その他奨学生の資格に著しく欠けるものがあると認められたとき
 - (4) 奨学金を必要としなくなったとき

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、役員会の議を経て、総会の議決を要する。

附則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 奨学金規程(平成14年6月8日施行)は、廃止する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。